

製品起因による事故ではないと判断した案件

該当事案無し

資料4-2

確認の結果、消費生活用製品に該当しなかった、重大製品事故でなかった又は報告義務者でなかった案件

	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
1	A201300383 平成25年8月21日(大阪府) 平成25年9月2日	扇風機	(火災) 倉庫で当該製品を使用中、火災警報器が鳴動したため確認すると、当該製品を焼損する火災が発生していた。	●当該事業者は、使用者から当該事業者の製品が焼損した旨の連絡を受け、重大製品事故の報告を行った。その後の調査により、当該製品の内部部品が過熱・焼損したが、周辺被害もなく、消防で火災認定されていないことが判明した。よって、重大製品事故の要件に該当しないため、対象外とした。	
2	A201300525 平成25年10月16日(愛知県) 平成25年11月7日	エアコン(室外機)	(火災) 横倒しの状態で置かれていた当該製品を焼損し、周辺を汚損する火災が発生した。	●当該事業者は、消防から火災事故の連絡を受け、当該事業者の製品が関与している旨の情報から重大製品事故の報告を行った。その後の調査により、事故現場は旅館であり、当該製品の電源線が3相であることが判明した。通常、一般家庭の電源は単相であり、また、当該製品は約40畳用の冷房能力があるため、一般消費者向けに製造・販売されたものであることから、消費生活用製品に該当しないと判断した。	